

筑西市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における産業の振興（以下「産業振興」という。）の基本となる理念等を定め、市、事業者及び経済団体の責務、市民の役割等を明らかにすることにより、本市の産業基盤の安定及び強化並びに地域内経済の循環及び活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本市の区域内において営利を目的として農業、商業、工業等を営む者をいう。
- (2) 経済団体 農業協同組合、商工会議所、商工会その他の本市の区域内における産業振興に係る活動を行う団体をいう。

(基本理念等)

第3条 産業振興は、事業者の自主的かつ主体的な努力及び創意工夫のもと、市、事業者及び経済団体並びに市民がそれぞれの役割及び責務において相互に連携し、協力することにより推進されなければならない。

2 産業振興は、前項の基本理念に則り、次に掲げる方針（以下「基本方針」という。）に基づいて行わなければならない。

- (1) 農業にあつては、安全かつ安心で高品質な農作物を生産するとともに、地産地消の促進及び魅力ある農業づくりに取り組むこと。
- (2) 商業にあつては、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させ、購買意欲の促進に取り組むとともに、店舗の規模、営業形態等の違いにとらわれることのない共存共栄による活性化を図ること。
- (3) 工業にあつては、ものづくりのための良好な環境の整備及び生産技術の向上に取り組み、安定した経営基盤づくりに努めること。
- (4) 事業者及び事業の後継者の育成並びに創業の支援により、事業の継続及び雇用の促進を図ること。

- (5) 経済活動を通じた持続可能な環境の保全及び整備に取り組むこと。
- (6) 地域内経済の循環促進及び活性化を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、基本方針に基づき、次に掲げる産業振興に関する施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農業生産基盤及び農村環境の保全及び整備
- (2) 農商工連携等による技術開発及び商品開発並びに販路拡大促進
- (3) 事業者及び事業の後継者の育成及び支援
- (4) 創業の支援
- (5) 就労の支援
- (6) 商店街の活性化
- (7) 企業誘致の推進
- (8) 事業者の受注機会の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか産業振興のために特に必要と認められる施策

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、事業者、経済団体並びに国及び茨城県と連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本方針に基づき、次に掲げる事業等を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自らの事業の発展、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の充実
- (2) 市又は経済団体が行う産業振興のための施策への参加及び協力
- (3) 商店街等が実施する地域の活性化及びにぎわいの創出を図る事業への協力
- (4) 事業者間又は経済団体との相互連携
- (5) 事業活動を通じた持続可能な地域の環境の保全及び整備への取組
- (6) 事業活動を通じた市民の雇用機会の拡大及び地域経済への貢献
- (7) 経済団体への加入

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、基本方針に基づき、次に掲げる事業等を実施するよう努めるものとする。

- (1) 本市における産業の安定化の推進
- (2) 事業者の創意工夫又は自主的な取組への積極的な支援
- (3) 地域経済の活性化への貢献
- (4) 国、茨城県及び市と連携した産業振興に係る施策の実施
- (5) 事業者が第4条第1項の規定により市が実施する施策について理解を深めるための支援

(6) 経済団体への加入の促進

(市民の役割)

第7条 市民は、産業振興が自らの生活の向上に寄与することを理解し、本市の区域内における消費活動及び市又は経済団体が実施する産業振興に関する施策、事業等に協力するよう努めるものとする。

(協議等)

第8条 市長は、産業振興の施策を円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて事業者及び経済団体と協議等を行い、その意見を求めることができる。

(専門官等の設置等)

第9条 市長は、産業振興のために必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第174条の規定に基づき、産業戦略専門官及び産業戦略顧問（以下「専門官等」という。）を置くことができる。

2 専門官等は、産業振興について高い識見及び経験を有する者のうちから市長が選任し、委嘱する。

3 専門官等の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 産業戦略専門官 月額50,000円

(2) 産業戦略顧問 日額50,000円

4 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）第4条の規定は、専門官等の費用弁償について準用する。ただし、同条第2項の規定は、適用しないものとする。

5 専門官等は、職務上知り得た情報について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員と同等の守秘義務を負うものとする。その職を退いた後もまた同様とする。

6 専門官等について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。